

自転車も のれば車のなかまいり

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2

交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認

3

夜間はライトを点灯

4

飲酒運転は禁止

5

ヘルメットを着用

大人もヘルメットを
忘れずに!

\\ 九都県市一斉 \\

自転車マナーアップ強化月間

2024年
5.1水 **31**金

自転車に乗る前に、自転車の点検整備をしましょう!
自転車保険等への加入も忘れずに! ※各種保険等の特約で加入できる場合もあります

首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

【目的】
自転車の交通ルールを向上する運動を市民総ぐるみで開催し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の意識を醸成します。

【期間】
令和6年5月1日(水)～5月31日(金)の1か月間

【スローガン】
自転車も のれば車のなかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命

【重点】

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車交通事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
横浜市	7,703	40	8,959	1,760	3	1,881
前年	7,492	38	8,443	1,734	4	1,853
前年比	211	2	426	26	-1	28
構成率				22.83	7.53	18.67
神奈川県内	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前年	21,088	113	24,382	5,405	11	5,195
前年比	772	2	1,262	38	1	-3
構成率				24.91	10.44	20.21

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広域輪送(広域)・機関送(局)を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します(神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故対策世帯の指定)。また自転車とクルマの正しい使い方を啓発する「思いやりSHAPE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

区

- 1 啓発冊子、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導啓発を強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の運行方法に関する周知を推進します。
- 3 歩道・歩道・歩道の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通安全啓発資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を取りつづけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通安全教室による児童への交通安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する啓蒙の充実を図ります。

道路管理者・報道事業者

- 1 交通安全関係の特殊整備を実施するとともに、道形パトロールなどを強化します。
- 2 道形情報板、駅伝板、車内伝板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

施設

- 1 自転車の危険な運転を見かねたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合います。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を怠りません。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道徳教育推進課
電話 045(671)2323